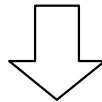


# ねんど ていげん 1999年度・提言①

がっこう ほごしゃ ちいきじゆうみん なら しみん たぶんかりかい すいしん  
学校や保護者、地域住民、並びに市民の多文化理解を推進する。

- 1 「川崎市外国人教育基本方針—多文化共生の社会をめざして—」を学校内のみならず広く市全体で推進していくため、保護者や地域の日本人市民並びに外国人市民が共に協議する場を設けること。
- 2 各PTA団体が、多文化共生社会の実現をめざす視点を取り入れて活動することを期待する。
- 3 各学校が行う国際理解教育に、保護者や地域住民の参加を呼びかけていくとともに、地域の市民館等でも外国人市民と日本人市民の相互理解を図るような学習事業を、より一層充実していくこと。



1

ねんど  
2005年度 A

- 1 「川崎市外国人教育基本方針」の具体的な展開を図るために、外国人教育に携わる市民と職員による「外国人教育推進連絡協議会」を2000年度に設置した。協議会では、学校教育、社会教育等の幅広い分野で多文化共生の社会をめざして継続的な取組を行っており、就学事務手続きに関する内容の見直しや外国人児童生徒の学習支援についても協議を行っている。なお、「外国人教育基本方針」に関しては、教員研修や全校の国際理解教育担当者を構成員とする「国際化推進連絡協議会」などで周知に努めている。

2

ねんど  
2003年度 A

- 2 教育委員会がPTAに委託して実施しているPTA家庭教育学級において、多文化共生や国際理解に関わる学習を実施している。2002年度は「異文化コミュニケーション・外国人を招いて食を通じた交流」などの学習会を行った。

3

ねんど  
2002年度 A

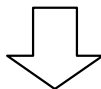
- 3 教育文化会館・市民館全館で「平和・人権尊重学級」を実施し、「多文化フェスタ」や様々な国々の親子の交流活動等も行われている。  
「識字学級」では、外国人と日本人ボランティアによる交流と日本語及び生活に関する学習を実施した。

また、ふれあい館においても「人権尊重学級」「ふれあい成人学級」などを実施している。

## 1999<sup>ねんど</sup>年度・提言<sup>ていげん</sup>②

ちいき す がいこくじん ふく おお ひと がいこくじん かん そうだんまど  
地域に住む外国人を含む多くの人に、外国人に関する相談窓  
ぐち 口があることを広く<sup>ひろ</sup>広報<sup>こうほう</sup>する。

- 1 たげんご がいこくじん かん しみんせいかつ きょういく そうだんまどぐち しょうかい ほすたー さくせい ひろ きまざま  
多言語で、外国人に関する、市民生活と教育の相談窓口を紹介するポスターを作成し広く様々な  
ばしょ がいこくじんしみんじょうほうこーな せつちかしょ はじ がっこう こうきょうしせつ し ちょうない こうほうけいじばん とう  
場所（外国人市民情報コーナー設置箇所を始め、学校や公共施設、市や町内の広報掲示板、等）  
けいじ おお ひと こうほう  
に掲示し、多くの人に広報すること。



1

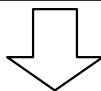
2002<sup>ねんど</sup>年度 A

しみんせいかつかんけい こくさいこうりゅうきょうかい きょういくかんけい きょういくいいんかい がいこくじん かん そうだん  
市民生活関係については国際交流協会に、教育関係については教育委員会に外国人に関する相談  
まどぐち 窓があることを広報するために、6言語（日本語、韓国・朝鮮語、中国語、英語、ポルトガル  
ご すぺいんご ひょうじ ほすたー さくせい こうきょうしせつ こうほうけいじばん けいじ  
語、スペイン語）で表示したポスターを作成し、公共施設や広報掲示板などに掲示している。

# 1999年度・提言③

国籍による就職問題を中心とした差別の解消を図る。

- 1 川崎市の職員任用に係わる国籍条項の完全撤廃に向けた作業に着手すること。
- 2 民間企業の就労における差別解消や労働条件等の適正化について、啓発を推進すること。



1

2012年度 B

- 1 他都市の国籍要件や任用に関する運用状況について確認した。また、「外国籍職員の任用に関する運用規程」第2章別表（公権力を行使する職務一覧表）については、今後、必要に応じて改正を行う予定であり、その際は市内でその職務内容に係る調査を行うとともに、引き続き他都市の国籍要件等を確認していく。

2

2002年度 A

- 2 外国人の採用選考にあたっては、入管法等に抵触しない範囲で、国籍などにより差別されることなく、本人の適性と能力に応じて採用選考が行われるよう、啓発に努めている。  
また、賃金・労働時間等の労働条件の均等待遇が遵守されるよう、市内の事業所に情報誌やパンフレットを配布するとともに、ホームページにより啓発に努めている。  
啓発の一環として、街頭労働相談会等の機会をとらえ、外国人求職者や就労者への差別解消に向けて、労働手帳やパンフレットを配布した。

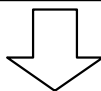
# 1999年度・提言④

外国人市民が安心して生活を送れるよう、出入国管理行政の改善を法務大臣に働きかける。(1997年度提言の補足意見)

1997年度提言を受けて、川崎市長は法務大臣に出入国管理行政の改善について要望書を提出しました。

1999年8月に出入国管理及び難民認定法と外国人登録法の改定案が可決され、在留期間、在留資格、登録の代理申請並びに指紋押なつ全廃等の改善が見られました。しかし、なお不十分な点があることから、1997年度提言の補足意見として次のことを再度、法務大臣に働きかけるよう市長に提言します。

- 1 登録や在留等外国人に関係ある諸手続について、多言語の広報・情報提供を積極的に行うとともに、窓口において外国人市民に接する担当者等の国際理解教育・人権尊重意識の浸透に努めること。
- 2 国際人権規約並びに子どもの権利条約に基づき、家族再結合の権利を保障し、入国と滞在の条件を緩和すること。
- 3 再入国許可制度を廃止し、在留期間内の出国及び再入国を保障すること。
- 4 外国人市民も日本人市民も人権において同等の立場から、外国人登録法の罰則を、住民基本台帳法並とすること。
- 5 外国人登録証の常時携帯義務を廃止すること。



1,2,3,4,5

2009年度 A

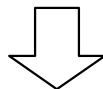
外国人登録窓口において、外国人市民向けのリーフレットを活用したり、手続案内にルビを付けるなどの配慮をしている。また、自動交付機の画面表示にも英語表示を取り入れている。

これまで、外国人登録制度の改善について法務大臣に政令指定都市連名で要望を行ってきたが、住民基本台帳法、入管法が大幅に改正された。外国人登録制度が廃止となり、外国人住民も住民基本台帳の登録対象となるなど、外国人住民に係わる届出等の簡素化、記録の統一化が図られ、利便性が増した。また、在留期間の上限が延長されたり、再入国許可制度が緩和されている。さらに特別永住者に関しては、外国人登録証明書に変わる発行され、常時携帯が不要となるなどの改善がされることとなった。今後は新制度のもとでの窓口体制等を整備し、引き続き外国人市民の人権尊重、負担の軽減及び住民サービスの充実をはかっていく。

## 2000年度・提言①

外国人の保護者を持つ子どもなどが母語を学ぶ機会を保障する。

- 1 母語の重要性の認識を深めることを、国際理解教育のなかで推進していくこと。
- 2 外国人の保護者を持つ子どもなどに母語を教えるボランティア活動を支援すること。
- 3 母語を学ぶ機会の保障のあり方については、ボランティア活動をする当事者の意向を尊重し、公的施設の活用など、支援体制の整備に努めること。



1.2.3

2005年度 A

1 「川崎市外国人教育基本方針—多文化共生の社会をめざして—」についての教職員の研修の中で、母語・母文化の重要性の認識を高めており、学級指導や総合的な学習の時間の取り組みを通して、外国人の児童・生徒の母語・母文化を紹介しながら、相互理解や交流を図った学校もある。

また、日本語指導等協力者連絡会の研修や、全校の国際理解教育担当者を構成員とする「国際化推進連絡協議会」でも母語の重要性についての周知を図った。

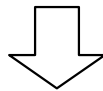
2・3 ポルトガル語学習グループについて、2001年度より高津市民館で、2004年度からは子ども夢パークで活動の場の提供等の支援を行っている。

また、ふれあい館への委託事業として2001年度から母語学習事業を実施しているほか、2004年度からは教育文化会館の市民自主企画事業で子どもを対象とした母語教室（中国語、韓国・朝鮮語）が実施されているが、今年度は約120名の参加があった。この事業を核に保護者同士のネットワークも広がってきている。

## ねんど ていげん 2000年度・提言②

かいごほけんせいど がいこくじんこうれいしゃふくし じゅうじつ はか  
介護保険制度と外国人高齢者福祉の充実を図る。

- 1 がいこくじん ほーむへるばー ようせい かんきょう とどの いっぱん へるばー ようせいじ た  
外国人のホームヘルパーを養成しやすい環境を整える。また、一般のヘルパー養成時にも、多  
ぶんかりかい きょういく じっし  
文化理解の教育を実施する。
- 2 かいごほけんせいど こうほうおよ づうち たげんご おこな じゅうじつ  
介護保険制度の広報及び通知を多言語で行うことをさらに充実する。
- 3 かいごほけんせいどじっし がいこくじんこうれいしゃ せいかつ はいりよ かわさきしがいこくじんこうれいしゃふくしてあて ぞうがく  
介護保険制度実施による外国人高齢者の生活に配慮し、川崎市外国人高齢者福祉手当の増額を  
はか  
図る。



1,2,3

ねんど  
2002年度 A

- 1 ねん かわさきしざいたくふくしこうしゃ つう しゃかいふくしほうじんせいきゅうしゃ きゅうほーむへるばー ようせいけんしゅう  
1999年から川崎市在宅福祉公社を通じて、社会福祉法人青丘社に3級ホームヘルパー養成研修を  
いたく がいこくじんこうれいしゃ たい かいごさーびす になて にんちか かた ようせい ねん  
委託し、外国人高齢者に対する介護サービスの担い手として、60人近い方を養成した。2001年に  
は、2級ホームヘルパー研修を開催し、40人の方を養成した。  
こんご がいこくじん こうれいか すず なか がいこくじん たいおう かいごじんざい ひ つづ ようせい  
今後も、外国人の高齢化が進む中で、外国人への対応ができる介護人材を引き続き養成してい  
く。
- 2 かいごほけん せいど がいこくじんしみん りかい ねん がつ か こくご ちゅうごくご かんこく  
介護保険の制度を外国人市民に理解してもらえるよう、2001年3月に5カ国語（中国語、韓国・  
ちよせんご えいご ぼるとがるご すべいんご）によるパンフレットを作成し、2002年3月に改訂版を  
作成した。
- 3 かわさきしがいこくじんこうれいしゃふくしてあて がいこくじんこうれいしゃ ふくし こうじょう はか もくでき ねん がつ そうせつ  
川崎市外国人高齢者福祉手当は、外国人高齢者の福祉の向上を図る目的で1994年10月に創設し  
たものである。  
せいどかいし しきゅうがく げつがく えん じゅんじ ひ あ おこな ねんど げつ  
制度開始の支給額は、月額10,000円であったが、順次、引き上げを行っており、2001年度に月  
がく えん ひ あ じっし げんざい しきゅうがく げつがく えん  
額1,500円の引き上げを実施し、現在の支給額は月額21,500円となっている。

# 2001年度・提言①

がっこう がいこくじん ほごしや じどうせいと たい しえん じゅうじつ  
学校における外国人保護者と児童生徒に対する支援を充実させる。

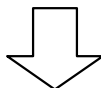
## 1 保護者への支援

IT等を活用した多言語による情報発信、入学・進路相談の充実等、外国人保護者の状況に配慮したきめ細かなコミュニケーションや交流が図れるよう支援する。

## 2 児童生徒への支援

日本語指導等協力者派遣事業の拡充や集中的に日本語指導を実施する等、日本語能力が不十分な児童生徒に、学習言語としての日本語能力を高める支援をする。

言葉や文化等一人一人の背景に違いがあることを尊重した教育を推進するために外国人教職員等の積極的な活用や、直接児童生徒の指導に携わる教職員の研修の充実を図る。



1

ねんど  
2006年度 A

1 従来より外国人の子どものいる家庭用に就学案内・就学时健康診断の案内・外国人保護者用就学ハンドブックを6ヶ国語で作成し、配布している。これまで中学校の就学案内は市立小学校に通っている外国籍児童へ配布していたが、対象年齢の外国籍児童のいる全家庭へ配布するようにした。また入学の際に、必要な場合は総合教育センターで教育相談を行っている。そのときには、就学に関するものだけでなく、各種の生活支援ガイドや識字学級の案内など、外国人保護者に必要な情報をできる限り配布している。

進路に関する情報としては、「日本語を母語としない中学生への公立高等学校進学説明会」を、10月に開催し、外国人保護者が進学について理解する機会をつくっている。このなかで外国人高校生の話を聞く機会を設定するなど、進学についての理解が深まるよう配慮している。また、海外で中学を卒業した人への進学説明会の情報も個別に配布した。

一方で学校に対しては、連絡対訳集の活用やお知らせへのルビふりを行うよう働きかけたり、保護者に対して、一定の情報提供は行われるようにはなっているが、保護者の状況に配慮したコミュニケーション・交流の機会の設定については、2003年度に改めてより具体的な提言が出ているので(提言②)、それに対する取組として、継続的にすすめていく。

2 にほんごしどうとうきょうりやくしゃ けんしゅう じゅうじつ じゅんかほうだんいん がっこう はけん きょうりやくしゃ  
日本語指導等協力者への研修を充実させ、また、巡回相談員を学校に派遣して、協力者による  
こま ぞうだんかつどう じっし こうかてき しどう しえん おこな  
きめ細やかな相談活動の実施と、効果的な指導のための支援を行った。

ねんど がいこくじんじどうせいと がくりよほしやう じゅんかいひじょうきんこうしはいちじぎやう じっし  
2002年度より、外国人児童生徒の学力保障のための巡回非常勤講師配置事業を実施している  
が、こんねんど ほうじん きやういっかつどうそうごうさぽーとせんたー いたく にほんごしどう ふく がくしゅうかつ  
が、今年度よりNPO法人 教育活動総合サポートセンターに委託して、日本語指導を含む学習活  
どうしえんとう おこな きやういっかつどうさぽーたーはいちじぎやう かいし こんご がくしゅうげんご かくとくしえん む  
動支援等を行う「教育活動サポーター配置事業」を開始した。今後も、学習言語の獲得支援に向  
け、きょういん しみんぼらんていあ れんけい はか  
け、教員と市民ボランティアの連携づくりを図っていく。

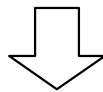
ねん みんぞくぶんかこうし じぎやう じっし がいこくごしどうじよしゅ  
1997年から「民族文化講師ふれあい事業」を実施し、また、外国語指導助手 (Assistant  
Language Teacher) をしりつちゅうがっこう こうとうがっこうおよ しょうがっこう はけん じんけん こくさいりかいきやう  
を市立中学校・高等学校及び小学校に派遣しているほか、人権や国際理解教  
いく かん きやうしよくいんむ けんしゅう じゅうじつ そうごうてき がくしゅう じかん かつやう こくさいりかいきやういっく すい  
育に関する教職員向け研修をさらに充実させ、総合的な学習の時間を活用した国際理解教育の推  
しん はか  
進を図っている。



## 2001年度・提言②

外国人が必要な時に必要な情報を得られるような体制づくりの推進を図る。

- 1 川崎市に転入して間もない人等が、公的機関の場所や法的義務等、最低限必要な情報を得られるような環境をつくる。
- 2 外国人が地域で生活する時に、必要な情報が得られ、外国人の相談に多言語で対応できるような情報システムを構築する。



1.2

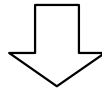
2005年度 A

- 1 外国人市民代表者会議が編集・翻訳した、窓口や問合せ先のリスト「川崎市に住む外国人の皆さんへ」について、多言語相談の窓口やホームページアドレス等の情報を追加した改訂版を作成し、各区役所・支所の外国人登録窓口で確実に配布することとした。
- 2 国際交流センターにおいて、多言語の情報収集・提供及び外国人の相談に多言語で対応できる体制をとっている。また、11月から業務を開始する総合コンタクトセンターでは、英語での問合せも受け付けるほか、ホームページの「よくある質問」でも英訳情報を提供する。  
外国人市民施策担当のホームページに、「川崎市の多言語広報資料一覧」や「川崎市に住む外国人の皆さんへ」を掲載するなど、外国人市民向けの多言語情報ページの改善を行った。

## ねんど ていげん 2003年度・提言①

しりつしょうがっこう ちゅうがっこう こうこうとう こ きょうしよくいん こくさいりかい  
市立小学校・中学校・高校等で、子どもと教職員の国際理解  
を深めるとともに異なる文化を認め合える環境整備を図る。

- 1 各校に国際理解教育の担当者を置き、多文化共生を目指す国際理解教育を継続的・定期的・全校的に推進する。
- 2 子どもたちや教職員が異なる文化とふれあい、学ぶ場として、多文化理解教室や多文化理解コーナーなどの設置に努める。



1

ねんど  
2008年度 A

1 2004年度から市立学校全校に国際理解教育の担当者を置いて、研修などを行っている。今後も、全校で取り組む国際理解教育の在り方を、各校の国際理解教育担当を通して、各学校に発信していく。

2007年度、文部科学省「帰国・外国人児童生徒受入促進事業」の委嘱研究を受け、今井小学校、京町小学校、富士見中学校を研究モデル校にして、外国人児童生徒への教育支援と多文化共生を軸にした国際理解教育を推進している。

また、稗原小学校が市の国際理解教育委嘱研究校として実践を進めている。さらに、10年研修、人権尊重教育研修に加え、夏の希望研修に多文化共生を目指した国際理解教育研修等を行った。

2

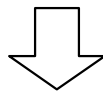
ねんど  
2006年度 A

2 在籍している児童生徒の出身国等の文化紹介、姉妹都市交流コーナーの設置、職員室、保健室などの特別教室の多言語表示など、各学校の状況に応じた取組がひろがってきている。また、図書館に多文化コーナーを設置したり、世界の国々についての本を充実させる学校が多くなった。引き続き、多文化理解のための環境整備を進めていく。

## 2003年度・提言②

外国人保護者が日本の教育について理解を深め、保護者として自立できるよう支援する。

- 外国人保護者が日本の教育制度や学校生活について理解できるよう、定期的に情報提供や相談を行う機会を設ける。
- 各学校に外国人保護者の相談窓口になる担当者置き、外国人保護者が「外国人保護者の会」を作る際には、PTAなどと協力して支援する。



1,2

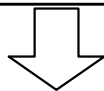
2012年度 B

- 総合教育センターの教育相談では、中学校へ編入するすべての生徒・保護者に対して多文化共生教育ネットワークかながわ編集の「公立高校入学のためのガイドブック（10言語）」に沿って、特別枠受験、費用などについて時間をかけ、説明の充実を図っている。  
また、「日本語を母語としない中学生のための高校進学説明会」は個別相談に時間をかけられるように母語通訳を充実させる。編入時期や受験条件が多様化しているので、個別に相談できる機会を増やしたり、多様な方法で保護者に情報が伝わるように工夫する必要がある。今後は、多様化したニーズに応えるために、日本語指導等協力者派遣制度の充実、特に学習支援員の研修を充実させ、相談しやすい状況をつくっていく。
- 担任がどのように外国人保護者と関係を作っていくべきか具体的な方法や実践例を紹介するため「帰国・外国人児童生徒指導の手引き」をウェブページより、ダウンロードできるようにし、新しく外国につながる児童生徒が編入する学校すべてに活用方法を送付した。  
また、文部科学省の「外国人児童生徒受入れの手引き」の冊子の在籍学級担任の役割のページをコピーし送付するなど、どのように保護者を支援していくかを示した内容を伝えるなどの受け入れの推進整備を図った。

## ねんど ていげん 2003年度・提言 ③

がいこくじんしみん ちいきしゃかい こうせいいん しせいさんか かわさきし  
外国人市民が地域社会の構成員として市政参加できるよう、川崎  
市が住民投票制度を創設する際に外国人市民も参加できるように  
する。

- 1 じゅうみんとうひょうせいど どうひょうしかくしゃ ねんいじょうしな い がいこくじんとろく がいこくじんしみん  
住民投票制度の投票資格者に、1年以上市内に外国人登録をしている外国人市民を  
入れる。
- 2 どうひょうしかく じぜん しんせい どうひょう  
投票資格は事前に申請しなくても投票できるようにする。



1.2

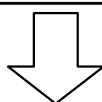
ねんど  
2008年度 A

- 1・2 せいどそあん たい ばぶりっくこめん とてつづけっか ふ じょうれいあん さくせい へい  
制度素案に対するパブリックコメント手続結果を踏まえて条例案を作成し、2008(平  
せい ねん がつ しぎかい ねんだい かいていれいかい じゅうみんとうひょうじょうれい かけつ せいりつ  
成20)年6月、市議会(2008年第2回定例会)において住民投票条例が可決・成立した。  
どうじょうれい がいこくじん どうひょうしかく まん さいじじょう えいじゅうしやおよ とくべつえいじゅうしやなら  
同条例では、外国人の投票資格について、満18歳以上の永住者及び特別永住者並びに  
にほん ざいりゅうしかく ねん こ ざいりゅう ひ つづ ほんし げつじじょうざいりゅう  
日本に在留資格をもって3年を超えて在留し、引き続き本市に3か月以上在留としてい  
もの  
る者としている。
- また、がいこくじん どうひょうしかくしゃめいぼ さくせい あ がいこくじんとろくげんびょう じょうほう りょう  
外国人の投票資格者名簿の作成に当たっては、外国人登録原票の情報を利用  
し、じどうてき どうひょうしかくしゃめいぼ とろく ほうほう  
自動的に投票資格者名簿へ登録する方法としている。
- げんざい しこうきそく さくせい どうひょうしかくしゃめいぼ かん しす て むかいはつとう きぎょう すず  
現在、施行規則の作成や投票資格者名簿に関するシステム開発等の作業を進めてお  
り、ねん がついつたち どうじょうれい しこう  
2009年4月1日に同条例を施行する。

## ねんど ていげん 2003年度・提言④

がいこくじんしみん りょうしつ じゅうたく きょうきゅう きょじゅう あんてい  
外国人市民にとって、良質な住宅の供給がなされ、居住の安定  
が図られるよう、公共住宅に入居しやすい環境を整備する。

- 1 市営住宅の入居や募集の情報を外国人市民に積極的に広報するとともに、募集の案内にルビをつけ、外国人市民にも内容が理解しやすいようにする。
- 2 県営住宅についても市営住宅と同様の対応を図るよう、県に働きかける。
- 3 市営住宅の応募方法について、外国人市民が気軽に相談できるよう、窓口の充実を図る。



### 1 ねんど 2008年度 A

1 2005年度から、市営住宅の募集案内ポスターにルビをつけ、外国人市民にも内容が理解しやすいものに改めた。区役所・行政サービスコーナーだけでなく、国際交流センターにも募集案内ポスターを掲示し、外国人市民への広報に努めた。また「募集のしおり」の理解できない部分については窓口等で説明し、十分に理解できるよう対応した。これらの取組の結果、2006年度から2008年度までの3年間で、外国人市民の入居者数は20か国604人から23か国635人に増加した。

### 2 ねんど 2005年度 A

2 全国公営住宅管理協議会 関東ブロック会議等、県が出席する会議で提言内容についての説明を行った。

### 3 ねんど 2008年度 A

3 2006年度から、募集の窓口が住宅業務に精通した川崎市住宅供給公社に一元化されたため、外国人市民に対して的確かつ迅速な対応が可能となり、特に適切な相談業務を実施したことが、外国人市民の入居者数の増加につながっている。これからも相談窓口の指導を継続し、公社相談業務のより一層の向上を図っていく。

## 2003年度・提言⑤

ねんきん だつたいいちじきん せいど かいぜん くに はたら  
年金の脱退一時金の制度の改善を国に働きかける。

- 1 だつたいいちじきん しきゅうがく のうふきかん み あ がく かいぜん  
脱退一時金の支給額を納付期間に見合った額に改善する。
- 2 だつたいいちじきん しきゅうりつ  
脱退一時金の支給率をあげる。



1.2

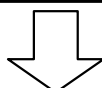
2012年度 B

- 1・2 こんねんど せいれいしていと しこくほ ねんきんしゅかんぶかちやうかいぎ つう こうせいろうどうしやう  
今年度も政令指定都市国保・年金主管部課長会議を通じて、厚生労働省に  
だつたいいちじきん きかんせつていおよ しきゅうりつ みなお ようぼうしよ ていしゆつ  
脱退一時金の期間設定及び支給率の見直しをもとめる「要望書」を提出した。  
こんご ひ つづ せいどかいせい こうせいろうどうしやう はたら おこな  
今後も、引き続き、制度改正について、厚生労働省に働きかけを行ってい  
く。

## ねんど ていげん 2005年度・提言①

にほんご ぼご こ はいけい ねんれい のうりよく おう がくしゅ  
日本語を母語としない子どもが、その背景、年齢、能力に応じ学習  
うしえん う しすてむ じゅうじつ  
支援を受けることができるよう、システムをさらに充実させる。

- 1 せいかつげんご にちじょういかつ ひつよう にほんご がくしゅげんご がくしゅ ひつよう にほんご  
生活言語（日常生活に必要な日本語）だけでなく、学習言語（学習に必要な日本語）が  
まな たいせい きょうざいかいはつ おこな  
学べる体制づくりや教材開発を行う。
- 2 がくしゅうしえん こ かや がっこう みちか ちいき おこな  
学習支援は、その子どもが通う学校や身近な地域で行うことができるようにする。



1,2

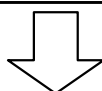
ねんど  
2012年度 B

- 1 がくしゅげんごしゅうとく ねん なか ねんかん めいていど じどうせいと しょき  
学習言語習得には、5年かかるといわれる中で、年間200名程度の児童生徒が初期  
にほんごしどう ひつよう ひとりひとり ひつよう がくしゅうしえん ないよう  
の日本語指導を必要としており、また、一人一人が必要な学習支援の内容について  
がくねんねんれい たいざいこく きょういくれき たよう げんざい こう ちゅうがっこう  
も、学年年齢、滞在国での教育歴によって多様である。現在、10校の中学校におい  
て、ねんせい たいしやう こうとうがっこうしんがく む がくしゅうしえん じっし  
て、3年生を対象に高等学校進学に向けた学習支援を実施している。  
がくしゅうしえん きょうざい もんぶかがくしやう かくしちやうそん じやうほう きこくがいこくじんじどうせいと  
学習支援の教材については、文部科学省や各市町村の情報を「帰国外国人児童生徒  
しどう てび とお かがっこう はいふおよ じやうほうていきやう おこな にほんごしどう  
指導の手引き」を通して、各学校に配布及びHPで情報提供を行った。日本語指導  
とうきょうりやくしゃ けんしゅがかい もんぶかがくしやう かすたねっと かつよう しょう じゅうじつ  
等協力者の研修会では文部科学省HP「カスタネット」を活用しながら指導の充実  
をはか しょうかい  
を図るように紹介した。
- 2 にほんごしどうとうきょうりやくしゃじぎやう こう ちゅうがっこう こうとうがっこうしんがく む がくしゅうしえん  
日本語指導等協力者事業において、10校の中学校へ高等学校進学に向けて学習支援  
いん はけん ねんせい がくしゅうしえん ねんかん かい じっし かわさきく  
員を派遣して3年生の学習支援を年間48回、実施している。また、川崎区のふれあい  
かん がくしゅうさ ぼーと きょうしつ れんけい がくねんねんれい こ ぼこくごぎむきやういく  
館「学習サポート教室 かわさき」と連携し、学年年齢を超えて、母国語義務教育を  
しゅうりやう せいと がくしゅう しえん つな  
修了した生徒への学習支援に繋げている。  
こんご にほんごちいきれんらくかいぎ かわさきしがいこくじんきやういくれんらくかいぎ こうどう かいさい  
今後については、日本語地域連絡会議・川崎市外国人教育連絡会議を合同で開催  
し、がっこう きょういくいんかい かが がくしゅうしえん も での けいぞくてき けんとう  
し、学校、教育委員会が関わる学習支援のモデルを継続的に検討していく。

## ねんど ていげん 2005年度・提言②

がいこくじんしみん にほんじんしみん す かわさきし  
外国人市民と日本人市民がともに住みやすい川崎市をつくって  
くために、がいこくじんしみん しせいさんか いっそうすいしん  
外国人市民の市政参加をより一層推進する。

- 1 がいこくじんしみん はばひろ ぶんや いけん ひょうめい こうけん し かくしゆしんぎかいとう  
外国人市民が幅広い分野で意見を表明・貢献することができるよう、市の各種審議会等  
さんか かんきよせいび つと  
に参加しやすくするなど、環境整備に努める。
- 2 がいこくじんしみん ちほうさんせいけんじつげん む くに はたら つと  
外国人市民の地方参政権実現に向けて、国に働きかけるよう努める。



1,2

ねんど  
2012年度 B

- 1 じんけん だんじよきょうどうさんかくすいしんれんらくかいぎかんじかいおよ がいこくじんしみんせんもんぶかい しんぎかいとう  
人権・男女共同参画推進連絡会議幹事会及び外国人市民専門部会において、審議会等  
がいこくじんしみん さんか かんきよせいび よ こうほう たんとうしゃかいぎ  
へ外国人市民が参加できるよう環境整備を呼びかけるとともに、広報の担当者会議で  
がいこくじんしみん こうほう かた かん かんが かた どう せつめい おこな がいこくじんしみん し  
「外国人市民への広報のあり方に関する考え方」等の説明を行い、外国人市民の市  
せいさんか すす こうほう こうちよう はいりよ よ  
政参加を進めるため、広報・公聴についての配慮を呼びかけた。
- 2 がいこくじんしみん ちほうさんせいけん こっかい どうこう かくじちたい とりくみとうじょうほうしゅうしゅう  
外国人市民の地方参政権について、国会の動向や各自治体の取組等情報収集に  
つと  
努めた。



## ねんど ていげん 2005年度・提言 ③

がいこくじんしみん ひつよう じょうほう ひろ しゅうち じょうほう  
外国人市民にとって必要な情報がより広く周知されるよう、情報の  
ていきょうほうほう みなお おこな  
提供方法について見直しを行う。

- 1 各区の区役所、市民館、図書館等に設置された外国人市民情報コーナーを改善する。
- 2 外国人登録窓口に来たすべての外国人に、多言語情報資料「川崎市に住む外国人の皆さんへ」を渡すようにする。
- 3 国際交流センター以外に、区役所など身近な場所にも外国人市民のための多言語相談窓口を設けるよう検討する。



1,2

ねんど  
2012年度 B

- 1 広報の担当者会議で「外国人市民への広報のあり方に関する考え方」等の説明を行い、外国人市民情報コーナー等の充実について、改めて配慮を呼びかけた。
- 2 「川崎市に住む外国人の皆さんへ」を各区からの追加送付依頼に基づき、送付している。また、ホームページ上でも公開し、広く利用できるようにしている。現在、これまで言語別だったものを1冊にまとめ、A5サイズにしたものを作成しており、今年度中に転入者を中心に配布を始める。今後も区役所において配布が続けられるように取り組んでいく。

3

ねんど  
2007年度 A

- 3 2006年10月から川崎区役所と麻生区役所において、3か国語（英語・中国語・タガログ語）による外国人相談窓口を開設している（一月に2回・1回当たり半日）。市民への広報としては、市政だよりでお知らせしたり、多言語の相談窓口案内ポスターを作成し、市の施設や市全域にある広報掲示板（545か所）などで掲示した。利用者は少しずつ増えているが、まだ相談窓口が増えたことを知らない市民もいるので、今後もより多くの外国人市民に利用されるように、広報していく。

## ねんど ていげん 2007年度・提言①

日本語を母語としない子どもが日本の社会で自立して生活していけるように、義務教育修了後に進学を希望する子どもへの支援体制を整える。

- 1 中学校卒業までに高等学校進学に必要な基礎的学力が身につくようサポートする。
  - (1) 日本語指導等協力者派遣制度を充実させ、子どもの日本語習得状況に応じて、派遣期間や派遣回数を工夫する。
  - (2) 学習支援における母語の活用について検討する。
- 2 日本語を母語としない子どもと保護者のための高等学校進学説明会の充実や、ハンドブックの作成など、進学に関する情報の周知に努める。
- 3 高等学校入学後も、日本語支援や精神的なサポートなど、安定して学校生活を送っていくための様々な支援を行う。



1,2,3

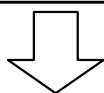
ねんど  
2012年度 B

- 1 今年度も、日本語指導等協力者派遣制度により、初期の日本語指導として、すべての児童生徒に1回2時間72回(9か月程度)の指導を行った。また、中学3年生の高等学校進学に向けた学習支援を同事業の中で実施し、10校の中学校へ学習支援員を派遣して学習支援(定期試験での母語通訳、定期的な学習支援、進路個人面談での母語通訳など)を実施した。  
今後、日本語指導等協力者の派遣制度の充実、特に学習支援員の研修を充実させ、各学校のニーズに合わせるよう指導方法の工夫していく。
- 2 中学校へ編入する保護者・本人には、多文化共生ネットワークかながわで作成している多言語の高校受験の資料に沿って、特別枠受検、費用などについて、時間をかけて説明している。また、「日本語を母語としない中学生のための高等学校進学説明会」には、母語通訳の派遣を行う。今後は、日本語指導等協力者に対して入学選抜制度についての研修会を実施し、保護者の相談ができるように教育相談機関との連携、調整を図っていく。
- 3 高等学校に入学する外国につながる生徒は年々増加傾向にあり、日本語指導及び学校適応などに対する支援ニーズは高まっている。現在は各学校が独自に情報を集め、支援を関係機関に依頼しているが、新しい支援のあり方について検討する。

## 2007年度・提言②

日本語や日本の習慣等に不慣れな外国人市民が緊急時に困らないような体制づくりをすすめる。

- 1 地震などの経験のない外国人市民も災害への心構えができるように、危険から身を守る方法、事前に準備しておくこと、避難の方法などが書いてある防災啓発資料を作成し、広く配布する。
- 2 災害がおこったとき、どの避難所でも災害用多言語ツールを使えるようにしたり、「やさしい日本語」やイラスト・絵文字（ピクトグラム）を使った表示をするなど、外国人市民にも十分に情報を伝えられる体制を整える。



1.2

2008年度 A

- 1 「地震に自信（緊急時の対応ガイド）」（英語、韓国・朝鮮語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、タイ語、ラオス語、カンボジア語版）を各区役所やイベント時に配布。また、これまでにも多言語版防災マップ作成を対象としたパワーアップモデル事業補助金による支援、「ぼうさい出前講座」の開催、職員による防災講話等を実施している。

さらに2008（平成20）年度作成の「備える。かわさき」の防災マップを英訳した。日本語版の裏面に英語版を印刷し、外国人転入者や日本語学級などで配布した。

今後は、多言語の防災マップを作成するにあたって、外国人市民がどのような情報を必要としているのかを調査し、可能なかぎり反映させていくことを検討している。

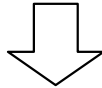
- 2 現在の情報提供体制として、避難所標識に英語併記を行っており、マークを緑十字からピクトグラムへ変更している。また、今年度は、災害時に避難所等で必要な案内、注意、呼びかけなどを多言語で表示できるよう、災害時多言語ツールを各区防災担当者に紹介し操作方法を説明することで、普及を図った。

今後は、避難所運営会議などで、より一層の周知を図るとともに、災害時、すみやかに各避難所で地域の特性にあった言語の表示ができるよう、掲示物を常備していくことの重要性を啓発していく。

## 2007年度・提言③

市民にとって最も身近な行政窓口である区役所で、日本語が十分でない外国人市民に対する情報提供が適切に行われるようにする。

- 1 どの地域に住むことになっても、最低限必要な生活情報を手に入れることができるよう、各区役所で外国人市民向けに提供する情報についての統一的な基準（スタンダード）を設定する。
- 2 庁舎内の案内表示を多言語にしたりルビを振るなど、外国人市民にも利用しやすい区役所となるよう配慮する。
- 3 多言語以外にもイラストや絵文字（ピクトグラム）等を活用して、誰にでもわかりやすい情報を作成、提供する。



1

2012年度 B

「川崎市に住む外国人の皆さんへ」を各区からの追加送付依頼に基づき、配布している。また、ホームページ上でも公開し、広く利用できるようにしている。現在、これまで言語別だったものを1冊にまとめ、A5サイズにしたものを作成しており、今年度中に配布を始める。今後も区役所において配布が続けられるように取り組んでいく。

2・3

2008年度 A

6言語による用語データ集及び案内文集、「外国人市民情報コーナー（6言語表記＋「i」）及び「総合案内・受付（6言語表記＋「？」）」の案内表示板（A3判）を作成し、各区役所・支所に配布した。引き続き、誰にでもわかりやすい表示の使用を働きかけていく。